

議案第 31 号

芽室町公営住宅管理条例中一部改正の件

芽室町公営住宅管理条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成 24 年 3 月 2 日提出

芽室町長 宮西 義憲

芽室町公営住宅管理条例の一部を改正する条例

芽室町公営住宅管理条例（平成 9 年芽室町条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「令第 6 条第 1 項」を「規則」に改め、同条第 2 号アを次のように改める。

ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める場合 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成 23 年政令第 424 号）第 1 条の規定による改正前の令（以下この号において「旧令」という。）第 6 条第 5 項第 1 号に規定する金額

第 6 条第 2 号イ及びウ中「令」を「旧令」に改める。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、公営住宅に係る現行の入居資格を継続するため、本条例を改正しようとするものであります。

茅室町公営住宅管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第2号及び第3号、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあっては第3号）に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア <u>入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める場合 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第424号）第1条の規定による改正前の令（以下この号において「旧令」という。）第6条第5項第1号に規定する金額</u></p> <p>イ 公営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として<u>令</u>第6条第1項で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第2号及び第3号、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあっては第3号）に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア <u>入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして令第6条第4項で定める場合 令第6条第5項第1号に規定する金額</u></p> <p>イ 公営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和</p>

改正案	現 行
<p>37年法律第150号) 第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 <u>旧令第6条第5項第2号</u>に規定する金額</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 <u>旧令第6条第5項第3号</u>に規定する金額</p> <p>(3)と(4) 一略一</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成24年4月1日から施行する。</u></p>	<p>37年法律第150号) 第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 <u>令第6条第5項第2号</u>に規定する金額</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 <u>令第6条第5項第3号</u>に規定する金額</p> <p>(3)と(4) 一略一</p>